

## 佐伯市総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を総合評価落札方式に付する場合の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領に規定する総合評価落札方式とは建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象とする工事は、入札に付する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の入札価格と価格以外の要素である企業の技術力等とを総合的に評価することが適当と認められる工事
- (2) その他特に必要と認められる工事

(入札手續)

第4条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定していない事項については、佐伯市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成20年4月1日施行）（以下「要件設定型実施要領」という。）の規定による。

(学識経験者の意見聴取)

第5条

1 契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項について、2人以上の学識経験を有する者で構成する佐伯市総合評価落札方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 総合評価落札方式により入札を実施することの適否
- (2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 落札者を決定しようとするときは、落札者決定の適否。ただし、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

2 契約担当者は、前項に規定する事項については、あらかじめ佐伯市総合評価落札方式技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の意見を聴くものとする。  
（総合評価落札方式による入札の適否の審議）

第6条 契約担当者は、評価委員会から総合評価落札方式により入札を行うことが適当であるとの報告を受けた場合は、当該入札案件を佐伯市建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）に付議し、審議を経て入札実施の適否を決定するものとする。

（落札者決定基準の決定）

第7条 契約担当者は、落札者の決定基準として、評価基準、評価方法その他必要な基準を定めるものとする。

2 評価基準は、次に掲げる評価視点に応じ評価項目を定め、当該評価項目の評価基準に定める要件により、評価委員会の意見を聴いた上で、指名委員会に付議し、審議を経て契約担当者が決定するものとする。

(1) 評価視点は、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地理的条件、地域貢献度、その他とする。

(2) 評価項目は、対象工事の目的、内容等に応じて、評価視点ごとに設定するものとする。

(3) 前号に掲げる評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度等に応じて定めるものとする。

3 評価方法は、標準点（100点）と入札参加者が提出した技術力等に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計点（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとし、次に掲げる式を標準算式とする。

(1) 技術評価点＝標準点＋加算点

(2) 評価値＝技術評価点／入札価格×（定数 1,000,000）

なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点、評価値は少数第5位まで表示する。（第6位を四捨五入）

（入札公告に示す事項）

第8条

契約担当者は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、入札公告に次の事項を加えるものとする。

(1) 総合評価落札方式による旨

(2) 評価値の算定を行うための資料（以下「技術資料」という。）の内容、提出期限等

(3) その他必要と認める事項

（技術資料及び競争参加資格証明資料の提出）

第9条

- 1 契約担当者は、入札参加者から技術資料及び競争参加資格証明資料（以下「技術資料等」という。）（様式第1号）の提出を求めるものとする。
- 2 技術資料等の提出期限は、原則として設計図書等の閲覧開始日から開始し、入札書受付開始日の前日まで（佐伯市の休日を定める条例（平成17年佐伯市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。  
（入札書及び工事費内訳書の提出期限）

#### 第10条

- 1 入札書及び工事費内訳書は、同時に提出するものとし、提出期限は、設計図書等の閲覧終了日の2日前（休日を除く。）から開始し、閲覧終了日までとする。
- 2 契約担当者は、入札書及び工事費内訳書の提出期間を指定することができるものとする。

（技術資料の審査）

#### 第11条

- 1 契約担当者は、落札者を決定しようとする場合においては、第9条第1項の規定により提出された技術資料を技術検討委員会の審査に付さなければならないものとする。
- 2 契約担当者は、前項に規定する審査後、評価委員会の意見を聴くものとする。  
ただし、第5条第1項第3号の規定により、改めて意見を聴く必要がないとの意見が述べられた場合には、これを省略することができる。

（競争参加資格の事後審査及び落札決定）

#### 第12条

- 1 契約担当者は、次に掲げる要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とするものとする。  
なお、落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
  - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者
  - (2) 佐伯市低入札価格調査実施要領の規定に基づく低入札価格の調査を実施した場合においては、入札価格が不適合でない認められた者
- 2 契約担当者は、技術検討委員会が前条の審査を行った後に、落札候補者の競争参加資格について審査し、当該落札候補者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合は、落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とするものとする。（次順位者が競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとする。）
- 3 前項の規定により競争参加資格を満たしていないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、その旨をすみやかに通知するものとする。

4 落札者の決定は、要件設定型実施要領の規定にかかわらず、原則として開札日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に行うものとする。

ただし、佐伯市低入札価格調査実施要領の規定に基づく低入札価格の調査を実施する場合又は佐伯市高落札率入札調査制度試行要綱の規定に基づく高落札率入札調査を実施する場合は、この限りでない。

5 前4項に規定する事項については、入札公告に記載するものとする。

（競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

#### 第13条

競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明については、要件設定型実施要領の規定を準用する。

（落札結果の公表）

#### 第14条

契約担当者は、落札者を決定した場合には、すみやかに落札者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を閲覧により公表するものとする。

（秘密の保持）

#### 第15条

この要領に基づき入札者から提出された技術資料等は、公表しないものとする。

（評価内容の担保）

#### 第16条

1 契約担当者は、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、契約（特記仕様書）において取り決めておくものとする。

2 契約担当者は、落札者決定に反映された技術提案が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うものとする。また、技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評定の減点対象とすることができるものとする。

3 契約担当者は、前項に掲げる事項を入札公告に記載するものとする。

（苦情申し立て）

#### 第17条

1 落札者とならなかった者は、落札者とならなかったことの説明を契約担当者が落札者の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に申し立てることができるものとし、申し立てについては、原則として書面（様式は自由）によるものとする。

2 契約担当者は、苦情申し立てについては、原則として書面を受け取った日の翌日から起算して、5日（休日を除く。）以内に回答するものとする。

3 契約担当者は、第1項に掲げる事項を入札公告に記載するものとする。

(その他)

#### 第18条

この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成21年1月9日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。

#### 附 則

この要領は平成24年5月16日から施行し、同日以降に入札公告したものから適用する。